



2021年5月11日

各位

上場会社名	株式会社 NITTOH
代表者	代表取締役社長 中野 英樹
(コード番号	1738 名証第二部)
問合せ先責任者	取締役経理部長 伊藤 寿朗
(TEL	052-304-8210)

監査等委員会設置会社への移行、定款の一部変更および役員の異動に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2021年6月19日開催予定の第48回定時株主総会で承認可決されることを条件として、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行することを決議いたしました。これに伴い、監査等委員会設置会社移行後の定款の一部変更および役員の異動について、同株主総会へ付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 監査等委員会設置会社への移行について

(1) 移行の理由

当社は、経営の公正性、透明性および効率性を高めるとともに、監査等委員である取締役が取締役会における議決権を有することにより、取締役会の監査・監督機能の一層の強化とガバナンスのさらなる充実を図るために、監査等委員会設置会社へと移行することといたしました。

(2) 移行の時期

2021年6月19日開催予定の第48回定時株主総会において、移行に必要な定款変更等についてご承認いただき、監査等委員会設置会社に移行する予定であります。

2. 定款の一部変更について

(1) 変更の理由

上記1.に記載のとおり、監査等委員会および監査等委員に関する規定の新設ならびに監査役会および監査役に関する規定の削除等、所要の変更を行うものであります。

(2) 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

(2) 変更の日程

定款一部変更のための株主総会開催日	2021年6月19日(予定)
定款一部変更の効力発生日	2021年6月19日(予定)

3. 役員の異動について

今般の監査等委員会設置会社への移行に伴う役員人事につきまして、下記のとおり内定いたしましたのでお知らせいたします。なお、各取締役候補者の新役職につきましては、第48回定時株主総会ならびに同日開催予定の取締役会および監査等委員会を経て正式に決定される予定であります。

(1) 取締役（監査等委員である取締役を除く）の候補者（2021年6月19日付予定）

氏名	新役職(予定)	現役職
なかのひでき 中野英樹	代表取締役社長	同左
いとうとしろう 伊藤寿朗	取締役 経 理 部 長	同左
すずむらかずや 鈴村和也	取締役 建設事業部長	同左
あさのあきと 浅野章人	取締役 総 務 部 長	同左
こばやしゆうじ 小林祐司	取締役 設備事業部長	同左

(2) 監査等委員である取締役の候補者（2021年6月19日付予定）

氏名	新役職(予定)	現役職
うえのしげる 上野茂 (新任)	取締役 監査等委員	
はせがわとしや 長谷川敏也	社外取締役 監査等委員	社外監査役
やざきのぶや 矢崎信也	社外取締役 監査等委員	社外監査役

(3) 退任予定監査役（2021年6月19日付）

氏名	現役職	理由
かとうけいぞう 加藤敬三	常勤監査役	任期満了のため

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>第 1 条 ~ 第 3 条 (条文省略)</p> <p>(機 関)</p> <p>第 4 条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) <u>監査役</u></p> <p>(3) <u>監査役会</u></p> <p>(4) 会計監査人</p> <p>第 5 条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p> <p>第 6 条 (条文省略)</p> <p>(自己の株式の取得)</p> <p><u>第 7 条 当社は、会社法第 165 条第 2 項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。</u></p> <p>第 8 条 ~ 第 11 条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第 3 章 株主総会</p> <p>第 12 条から第 16 条 (条文省略)</p> <p>第 4 章 <u>取締役、監査役、取締役会及び監査役会</u></p> <p>(取締役及び監査役の員数)</p> <p>第 17 条 当社の取締役は 10 名以内、監査役は 4 名以内とする。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(取締役及び監査役の選任)</p> <p>第 18 条 当社の取締役及び監査役の選任決議は、株主総会において議決権を行使することのできる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>2 (条文省略)</p>	<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>第 1 条 ~ 第 3 条 (現行どおり)</p> <p>(機 関)</p> <p>第 4 条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) <u>監査等委員会</u> (削 除)</p> <p>(3) 会計監査人</p> <p>第 5 条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p> <p>第 6 条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p>第 7 条 ~ 第 10 条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第 3 章 株主総会</p> <p>第 11 条から第 15 条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第 4 章 取締役及び取締役会</p> <p>(員数)</p> <p>第 16 条 当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)は 10 名以内とする。</p> <p>2 <u>当社の監査等委員である取締役は 5 名以内とする。</u></p> <p>(選任)</p> <p>第 17 条 当社の取締役の選任決議は、株主総会において議決権を行使することのできる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>2 <u>前項の規定による取締役の選任は、監査等委員である取締役と監査等委員でない取締役を区別して行う。</u></p> <p>3 (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役及び監査役の任期) 第 19 条 当社の取締役の任期は、選任後 2 年以内に、監査役の任期は、選任後 4 年以内に、それぞれ終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(新 設)</p> <p>2 増員又は補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。</p> <p>3 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p> <p>(代表取締役) 第 20 条 取締役会は、その決議によって、代表取締役を選定する。</p> <p>(役付取締役) 第 21 条 取締役会は、その決議によって、取締役会長、取締役社長各 1 名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役若干名を定めることができる。</p> <p>第 22 条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の招集通知) 第 23 条 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役会及び監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>第 24 条 (条文省略)</p> <p>(新 設)</p> <p>(常勤の監査役) 第 25 条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</p> <p>(監査役会の招集通知) 第 26 条 監査役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p>	<p>(任期) 第 18 条 当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2 当社の監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(削 除)</p> <p>3 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</p> <p>(代表取締役) 第 19 条 取締役会は、その決議によって、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から、代表取締役を選定する。</p> <p>(役付取締役) 第 20 条 取締役会は、その決議によって、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から、取締役社長 1 名を選定し、その他取締役会が必要と認める役付取締役を選定することができる。</p> <p>第 21 条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の招集通知) 第 22 条 取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>第 23 条 (現行どおり)</p> <p>(取締役への重要な業務執行の決定の委任) 第 24 条 取締役会は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、その決議によって重要な業務執行(同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>2 <u>監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p>(<u>社外監査役との責任限定契約</u>)</p>	
<p>第 27 条 <u>当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外監査役との間で同法第 423 条第 1 項に定める責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p>(報酬等)</p>	<p>(報酬等)</p>
<p>第 28 条 <u>取締役及び監査役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。</u></p>	<p>第 25 条 <u>取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役と監査等委員でない取締役を区別して、株主総会の決議によって定める。</u></p>
<p>第 29 条 (条文省略)</p>	<p>第 26 条 (現行どおり)</p>
<p>(新 設)</p>	
	<p>(<u>取締役の責任免除</u>)</p>
	<p>第 27 条 <u>当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議をもって免除することができる。</u></p>
	<p>2 <u>当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役(業務執行取締役等である者を除く。)との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令に定める額とする。</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p>第 5 章 監査等委員会</p>
<p>(新 設)</p>	<p>(<u>常勤の監査等委員</u>)</p>
	<p>第 28 条 <u>監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p>(<u>監査等委員会の招集通知</u>)</p>
	<p>第 29 条 <u>監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>2 <u>監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p>
<p>第 5 章 会計監査人</p>	<p>第 6 章 会計監査人</p>
<p>(<u>会計監査人の選任</u>)</p>	<p>(選任)</p>
<p>第 30 条 (条文省略)</p>	<p>第 30 条 (現行どおり)</p>
<p>(<u>会計監査人の任期</u>)</p>	<p>(任期)</p>
<p>第 31 条 (条文省略)</p>	<p>第 31 条 (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
第 6 章 計 算	第 7 章 計 算
第 32 条 (条文省略)	第 32 条 (現行どおり)
<u>(剰余金の配当の基準日)</u>	(削 除)
第 33 条 <u>当社の期末配当の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。</u>	(削 除)
<u>(中間配当)</u>	(削 除)
第 34 条 <u>当社は取締役会の決議によって、毎年 9 月 30 日を基準日として中間配当をすることができる。</u>	
(新 設)	<u>(剰余金の配当等の決定機関)</u>
(新 設)	第 33 条 <u>当社は、剰余金の配当等会社法第 459 条第 1 項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。</u>
(新 設)	<u>(剰余金の配当の基準日)</u>
(新 設)	第 34 条 <u>当社の期末配当の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。</u>
(新 設)	2 <u>当社の中間配当の基準日は、毎年 9 月 30 日とする。</u>
(新 設)	3 <u>前2項のほか、当社は基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</u>
第 35 条 (条文省略)	第 35 条 (現行どおり)
(新 設)	附 則
(新 設)	<u>(監査役の責任免除に関する経過措置)</u>
	第 48 回 定時株主総会 終結前の社外監査役 (社外監査役であった者を含む。) の行為に関する会社法第 423 条第 1 項の賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第 27 条の定めるところによる。